別表七（三）付表　通算法人の更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入があつた場合の控除未済欠損金額等の調整に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

通算法人の適用年度の所得金額基準額の計算

通算総所得金額の計算	所得金額差引計（別表四「39の①」）	1	円	通算所得帰属額（12）	5	円
	他の通算法人の所得金額差引計の合計額（別表十八「7の計」）－(1)	2				
	他の通算法人の欠損金額差引計の合計額（別表十八「8の計」）	3		所得金額基準額（(1)と((4)又は(5))のうち少ない金額）	6	
	通算総所得金額 (1)＋(2)＋(3)（マイナスの場合は０）	4				

他の通算法人のうちに法第59条第２項の規定の適用を受ける法人がある場合

所得金額差引計と通算総所得金額のうち少ない金額（(1)と(4)のうち少ない金額）	8	円	控除対象欠損金額割合 (9)／(9)＋(10)	11	
控除対象欠損金額（別表七(三)「18」、「19」と(8)のうち少ない金額）	9		通算所得帰属額 (4)×(11)	12	円
他の通算法人のうち適用を受ける法人の控除対象欠損金額の合計額（別表十八「22の計」）－(9)	10				

控除未済欠損金額の調整

発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額（別表七(三)「25」）	特定欠損金額の計算		非特定欠損金額の計算		欠損金額からないものとする金額 (15)＋(17)
		(13)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の別表七(二)「4」）	特定欠損金額からないものとする金額（当該発生事業年度の(14)と((別表七(三)「12」又は「24」)－当該発生事業年度前の(18)の合計額)のうち少ない金額）	(13)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (13)－(14)	非特定欠損金額からないものとする金額（当該発生事業年度の(16)と((別表七(三)「12」又は「24」)－当該発生事業年度前の(18)の合計額－当該発生事業年度の(15))のうち少ない金額）	
	13	14	15	16	17	18
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
計						

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表七(二)を別表七(三)とし、同表の次に次の一表を加える。